

(20) 特別な事情による区域外就学<2>

1 区域外就学の内容と許可理由

(1) 内容

本件は、配偶者からの暴力から逃れ他市町村へ避難してきた母子の区域外就学の手続の事例である。

本来、転居した場合は住民票を異動し就学校の指定を受けるのが通常の手続きである。しかし本事例の場合、実際には転居しているが、県の福祉事務所による助言、子どもの住民票登録地である教育委員会の要請、母親と子どもの置かれた状況の緊急性等について十分に斟酌した上で、当市町村では情報の管理を徹底し、住民票を異動することなく区域外就学として子どもの就学を認めることとした。

(2) 許可理由

- ① 一刻も早く父親の暴力から回避する緊急性があり、母親と子どもを安全なところに避難させる必要があった。
- ② 当市町村にある母子生活支援施設に緊急避難の措置で入所したが、転居先を加害者である父親に知られることがないようにするために、住民票の異動が行えない状況にあった。
- ③ 当教育委員会として、母親と子どもの安全確保や子どもの就学を最優先に考えることとした。

(3) 許可に向けた処理

区域外就学の場合、住民票登録地への報告を兼ね、協議を経た上で就学の許可が必要であるが、今回のケースは、父親の暴力から母子を守るために、関係者で情報の管理を徹底することを共通理解し、具体的な事務処理を行った。

2 区域外就学を許可した経緯

(1) 申請事情について

母親が、夫からの度重なる暴力・暴言に対して、住民票登録地の保健師に相談を重ねていたが、耐えられなくなり、保健師の助言を受けて、母親が県の福祉事務所へ保護を依頼した。県福祉事務所では、本件について、保健師より報告を受けていたため、当該母子を当市町村にある母子生活支援施設に緊急措置として入所させ保護することとなった。したがって、夫に転居先を知られないようにするために、当市町村への住民票の異動はできない状況であった。

同時に住民票登録地の教育長から当市町村の教育長に対して、配偶者からの暴力の回避のための緊急措置としての対応が依頼された。

(2) 教育委員会の対応

当市町村の担当課長（母子生活支援施設所長を兼務）からの要請もあり、教育長から教育委員会の課長・担当者へ、配偶者からの暴力回避のために緊急措置として入所した子どもの就学について、情報管理を徹底した中で事務処理を行うように指示があった。

3 区域外就学までの流れ

(1) 状況の確認

母子生活支援施設所長から、母親と子どもを当市町村にある母子生活支援施設に入居させたとの連絡及び教育長からの指示により、本事例の状況について確認した。また、住民票登録地の教育委員会担当者とも、情報の管理について共通確認した上で、事実の確認し、区域外就学として処理していくこととなった。

(2) 申請書の提出

申請書の提出にあたり、県福祉事務所の担当者の付き添いで、母親と子どもが当教育委員会に来庁した。そこで、県福祉事務所担当者から、本件の事情を聞くとともに、父親に母子の居所が知られないようにするために情報管理を徹底することの要請を受けた。

また、現在の状況を母親から聞き取り、当市町村の学校への就学希望を確認した。区域外就学の申請においては、母親の責任において記載された申請書が提出され、県福祉事務所からの施設の入居に関する書類の写しが提出されたため、本委員会はこれを受理した。

(3) 受け入れ予定校への状況報告

子どもの転入が配偶者からの暴力の被害から逃れるためであることから、受け入れ予定の学校長へは、情報の管理等の特別な配慮が必要であること、外部からの問い合わせについては校長及び教頭のどちらかが対応することを要請した。

また、福祉事務所担当者が、母子に付き添って直接学校に赴いて、母子の状況について説明するとともに、学校からも情報が漏れないために細心の注意を払うように依頼した。

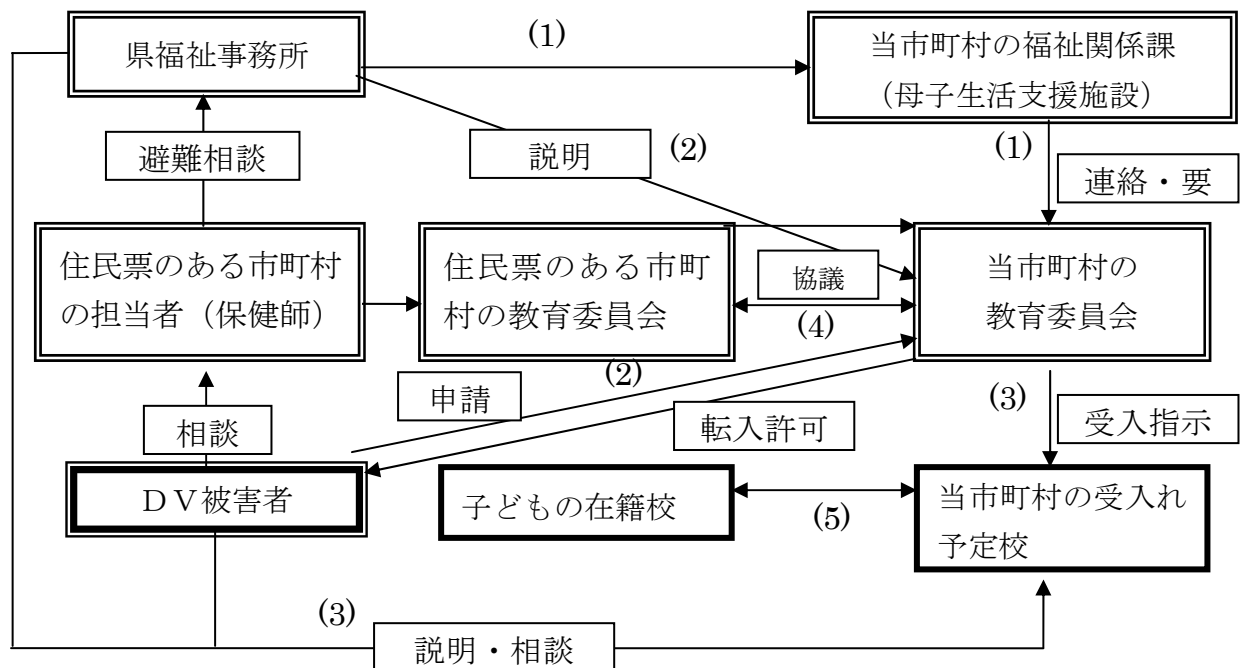
(4) 住民票登録地の教育委員会との協議

委員会内やこれまで子どもが在籍していた学校における情報管理の徹底を共通理解した上で、住民登録地との教育委員会と区域外就学の協議及び事務手続きを行った。

(5) 学校間の協議

受け入れ予定校の校長とこれまで子どもが在籍していた学校の校長とで、子どもの状況を確認し合い、母親と子どもを守るための情報管理等、職員の周知を含め今後の対応を協議した。転校・転入書類については、教育委員会を通じてやりとりを行うこととした。

(本事例での就学までの流れ)



4 評価等

- ・ 県福祉事務所・教育委員会・福祉関係課との連携により、入所から就学までの期間が短くできた。
- ・ 母子の状況等について、県福祉事務所担当者が、委員会、学校に直接説明したことにより、本件の確かな情報や緊急性が伝わり、関係機関の意思統一を図る一助となった。
- ・ 両委員会とも状況を把握していたため、情報管理等の必要な項目について共通理解が図られた。
- ・ 問い合わせに対しては管理職が対応するなど、学校への情報管理の指示が迅速にでき、教職員に対する周知も徹底できた。
- ・ 住民票のある教育委員会には、父親からの問い合わせが何度かあったようであるが、当教育委員会や学校への問い合わせはない。